

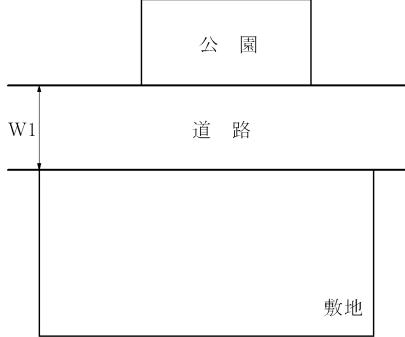
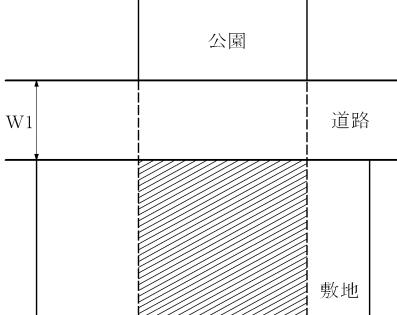
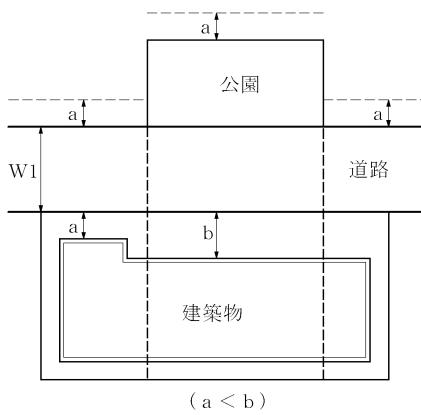
(1) 道路が一でその幅員が異なる場合（ケース 1）

事 例		<p>ア 前面道路の幅員の算定と回り込みの適用について イ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距離について</p>
取 扱 い		<p>ア <math>W_1 &gt; W_2</math> の場合で、<math>L \geq 2\text{ m}</math>ならば、敷地は幅員 <math>W_1</math> 及び幅員 <math>W_2</math> の道路に接しているものとみなし、回り込みを適用するものとする。</p>
後 退 距 離 の 取 扱 い		<p>イ 一の道路なので、最小距離は <math>a</math> となり、<math>a</math> を一律に適用するものとする。</p>

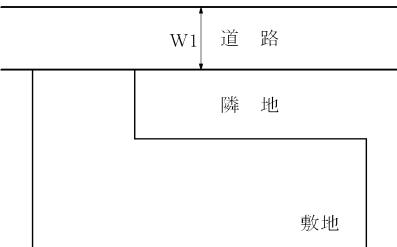
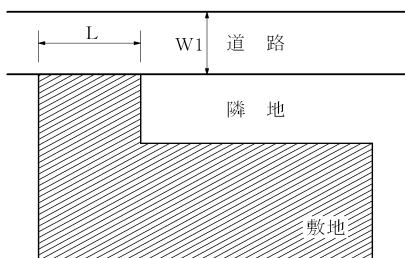
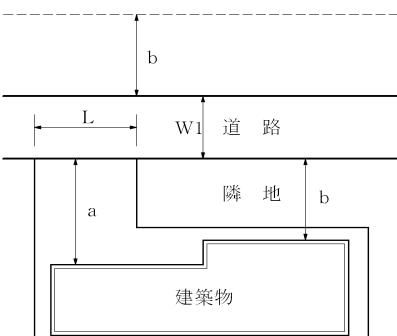
(2) 道路が一でその幅員が異なる場合（ケース 2）

事 例	<p>道路</p> <p>敷地</p>	<p>ア 前面道路の幅員の算定について</p> <p>イ 前面道路の回り込みの適用について</p> <p>ウ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距離について</p>
取 扱 い	<p>2 W1かつ35m以内</p> <p>W1</p> <p>道路</p> <p>10m</p> <p>敷地</p>	<p>ア及びイ <math>L \geq 2\text{ m}</math>の場合、敷地は幅員W1の道路に接しているものとみなし、前号と同様に回り込みを認める。（幅員W1、W2、W3…と複数の道路があるものとしての回り込みは認めないものとする。）</p>
後 退 距 離 の 取 扱 い	<p>2 W1かつ35m以内</p> <p>a</p> <p>W1</p> <p>道路</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>10m</p> <p>建築物</p>	<p>ウ 一の道路なので、最小距離はaを一律に適用し、前面道路の反対側の境界線は、その境界線に垂直にaの距離だけ外側にあるものとする。</p>

(3) 道路の反対側に公園がある場合

事 例		<p>ア 公園による令第 134 条の適用及びその適用範囲について  イ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距離について</p>
取 扱 い		<p>ア  が、公園緩和を受ける。(前面道路は一なので、令第 132 条の規定は適用しないものとする。)</p>
後 退 距 離 の 取 扱 い		<p>イ 最小距離は <math>a</math> となり、<math>a</math> を一律に適用するものとする。</p>

(4) 敷地が道路に路地状部分で接している場合

事 例		<p>ア 一の道路に対して敷地が隣地（宅地）を含む場合の道路斜線制限の適用について</p> <p>イ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距離について</p>
取 扱 い		<p>ア 斜線部分が、道路斜線制限を受ける範囲である。 (<math>L \geq 2\text{m}</math>)</p> <p>敷地全体に道路斜線制限を適用するものとする。</p>
後 退 距 離 の 取 扱 い		<p>イ 最小距離は b となり、b を一律に適用するものとする。</p>

(5) 一の道路に対して敷地が隣地を含む場合

事 例		<p>ア 一の道路に対して敷地が隣地（宅地）を含む場合の道路斜線制限の適用について</p> <p>イ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距离について</p>
取 扱 い		<p>ア 敷地全体に道路Wの斜線制限を適用するものとする。</p> <p>(<math>L \geq 2\text{m}</math> 又は、<math>L' \geq 2\text{m}</math> の場合)</p>
後 退 距 離 の 取 扱 い	<p>( <math>a &lt; b</math> )</p>	<p>イ 最小距離は <math>a</math> となり、<math>a</math> を一律に適用するものとする。</p>

(6) 水路等を隔てて道路がある場合

<p><b>事例</b></p>	<p>ア 幅員W 1 の道路による道路斜線制限の適用について イ 道路斜線制限を受ける場合の幅員について ウ 令第 132 条の適用における「2 (W 1 + B) かつ 35m 以内」の起点について エ 前面道路の境界線から後退した建築物に対する緩和の最小距離について</p>
<p><b>取扱い</b></p>	<p>ア 原則として幅員 2m 以上の橋を架けた場合は道路斜線制限を適用するものとする。 イ 幅員はW 1 + B とするものとする。 ウ 敷地と水路等との間の境界で接しているものとみなし、起点はその敷地境界線とするものとする。</p>
<p><b>後退距離の取扱い</b></p>	<p>エ 幅員W 1 の道路については敷地と水路等との間の境界に道路境界線があるものとみなし、最小距離はaとなり a を、また、幅員W 2 の道路については、最小距離はdとなり d を適用する。 ※ 道路の反対側の敷地の取扱い</p>